

申  
5  
号

## 在来線電車の保全体系の見直し

### (電車の検査周期延伸)

## に関する説明申し入れ提出!

1. 除外となる車種の理由について明らかにすること。
2. 当該車両において使用年月が交換及び検査周期の目安になる機器及び部品について明らかにすること。
3. 使用期限のある部品交換及び作業が入場時以外で発生した場合の対処方法について明らかにすること。
4. 検証による電子機器及び基板の想定寿命について明らかにすること。
5. ゴミやホコリ、粉塵で故障が発生するリニア式ドアについて、周期延伸による影響と対策について明らかにすること。
6. 今施策の実施に伴い、各総合車両センター及び車両センターの業務量と要員数の変動について明らかにすること。
7. モニタリング保全対象車種の今後の拡大予定について明らかにすること。
8. モニタリング保全対象の 17 機器及び今後の対象機器の拡大予定について明らかにすること。
9. モニタリング保全による運用中の機能確認・状態把握のシステムを機器別に明らかにすること。
10. モニタリング保全による状態監視データを集約する部署及びモニタリング保全の対象機器をメンテナンスする部署について明らかにすること。
11. 今後の総合車両センター及び車両センターの将来展望について明らかにすること。
12. 業務量変動に伴う総合車両センターの統廃合の有無について明らかにすること。